

令和7年1月9日

長崎電気軌道株式会社の軌道事業の運賃変更認可申請に関するパブリック・コメントを実施します

令和6年12月20日、長崎電気軌道株式会社（本社：長崎県長崎市）から軌道事業の運賃変更認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

長崎電気軌道株式会社の軌道事業の運賃変更認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和7年1月9日（木）から令和7年1月23日（木）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0>

「パブリック・コメント」の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Govの意見提出フォームもしくは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Govパブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



運輸と観光で九州の元気を創ります



変更しようとする旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

申請理由

別紙2のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

申 請			現 行		
(一) 運賃計算方法 1. 普通旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 大人旅客運賃 片道券 <u>150 円</u> (2) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ. 小児旅客運賃 片道券 <u>80 円</u> 2. 定期旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 (1 か月、3 か月、6 か月) (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)			(一) 運賃計算方法 1. 普通旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 大人旅客運賃 片道券 140 円 (2) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ. 小児旅客運賃 片道券 70 円 2. 定期旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 (1 か月、3 か月、6 か月) (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)		
種 別	運 賃	運賃計算方	種 別	運 賃	運賃計算方
通勤定期 乗車券	1 か月 <u>6,030 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 60 倍した額の 3 割 3 分引とする	通勤定期 乗車券	1 か月 5,630 円	普通旅客運賃 (140 円) を 60 倍した額の 3 割 3 分引とする
	3 か月 <u>16,650 円</u>	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする		3 か月 15,540 円	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする
	6 か月 <u>32,570 円</u>	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする		6 か月 30,410 円	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする
通学定期 乗車券 高校以上	1 か月 <u>5,130 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 60 倍した額の 4 割 3 分引とする	通学定期 乗車券 高校以上	1 か月 4,790 円	普通旅客運賃 (140 円) を 60 倍した額の 4 割 3 分引とする
	3 か月 <u>14,160 円</u>	通学定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする		3 か月 13,230 円	通学定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする
	6 か月 <u>27,710 円</u>	通学定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする		6 か月 25,870 円	通学定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

申 請			現 行		
種 別	運 賃	運賃計算方	種 別	運 賃	運賃計算方
通学定期 乗車券 中学	1か月 <u>4,680円</u>	普通旅客運賃(150円)を60倍した額の4割8分引とする	通学定期 乗車券 中学	1か月 4,370円	普通旅客運賃(140円)を60倍した額の4割8分引とする
	3か月 <u>12,920円</u>	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 12,070円	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>25,280円</u>	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 23,600円	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする
通学定期 乗車券 小学	1か月 <u>2,160円</u>	小児旅客運賃(80円)を60倍した額の5割5分引とする	通学定期 乗車券 小学	1か月 1,890円	小児旅客運賃(70円)を60倍した額の5割5分引とする
	3か月 <u>5,970円</u>	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 5,220円	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>11,670円</u>	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 10,210円	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする
全線定期 乗車券	1か月 <u>12,060円</u>	普通旅客運賃(150円)を120倍した額の3割3分引とする	全線定期 乗車券	1か月 11,260円	普通旅客運賃(140円)を120倍した額の3割3分引とする
	3か月 <u>33,290円</u>	全線定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 31,080円	全線定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>65,130円</u>	全線定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 60,810円	全線定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

申 請			現 行		
3. 団体旅客運賃			3. 団体旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
人員	運 賃	運賃計算方	人員	運 賃	運賃計算方
25 人 以上	大人 1 人当り <u>130 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる	25 人 以上	大人 1 人当り 120 円	普通旅客運賃 (140 円) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる
	小児 1 人当り <u>70 円</u>	小児旅客運賃 (<u>80 円</u>) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 5 円単位に切上げる		小児 1 人当り 60 円	小児旅客運賃 (70 円) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 5 円単位に切上げる
4. 貸切旅客運賃			4. 貸切旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
①大人 <u>12,000 円</u> 普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) に 80 人を乗じた額とする			①大人 11,200 円 普通旅客運賃 (140 円) に 80 人を乗じた額とする		
②小児 <u>6,000 円</u> 大人貸切運賃の 1/2 とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する			②小児 5,600 円 大人貸切運賃の 1/2 とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する		
6. 特殊旅客運賃			6. 特殊旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
下記運賃額をもって定める (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)			下記運賃額をもって定める (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)		
一日乗車券			一日乗車券		
大人 : 600 円 普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 6 倍した額の <u>3 割 4 分引</u> とする			大人 : 600 円 普通旅客運賃 (140 円) を 6 倍した額の 2 割 9 分引 とする		
小児 : 300 円 小児旅客運賃 (<u>80 円</u>) を 6 倍した額の <u>3 割 8 分引</u> とする			小児 : 300 円 小児旅客運賃 (70 円) を 6 倍した額の 2 割 9 分引 とする		

変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法

申 請	現 行
<p>(二) 適用方法</p> <p>2. 定期旅客運賃 (定期乗車券)</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>ハ. 通学定期乗車券</p> <p> a 学校教育法第 1 条の規程による小学校、中学校、高等学校、大学、 <u>特別支援学校</u>及び幼稚園</p>	<p>(二) 適用方法</p> <p>2. 定期旅客運賃 (定期乗車券)</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>ハ. 通学定期乗車券</p> <p> a 学校教育法第 1 条の規程による小学校、中学校、高等学校、大学、 盲学校、ろう学校、擁護学校及び幼稚園</p>

変更を必要とする理由

当社は2021年（令和3年）10月1日に現在の140円運賃を実施し、新型コロナウイルス感染症の流行を背景とした運賃収入の大幅減収を受けつつも経費節減に努め、安全性向上に直結する軌道整備工事や変電所の更新、低床式車両の導入、車両の行先表示器の導入、電停サイネージの導入、スマートフォン向けの電車位置情報配信サービスの提供など安全性向上を継続しつつ、お客様の利便性向上と利用促進を図ってまいりました。

当社沿線では令和4年に「西九州新幹線」の開業と長崎駅周辺エリアの再開発が行われるとともに、本年、令和6年には「長崎スタジアムシティ」が開業し、観光業を中心に活況を呈しており、長崎県の経済におけるプラス要因となっておりますが、依然として少子高齢化や若年者の県外流出による人口減少のマイナス要因を抱えた状況であり、当社の令和5年度の輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度と比べると約9割と未だコロナ禍前の状況には回復できていない状況で、令和6年度以降も同様の状況が続くと想定しております。

また、世界各地の紛争に伴う原材料費や工事費の増加で、継続的に発生する動力費や設備維持管理費等の経費が収支を圧迫するなか、令和6年度以降も安全性向上とお客様の利便性向上、利用促進を継続するため、軌道整備工事等の施設整備、老朽化した運賃箱の更新、車外行先表示LED化、超低床式車両の導入等の必要な施策を実施しつつ、コロナ禍前のダイヤに戻すため、不足している運転士の流出を防ぎ、新規採用を強化するため賃金水準を上げる必要があり、引き続き厳しい経営状況が続く見通しです。

当社といたしましても、長崎市内における公共輸送機関としての使命に鑑み、今後も全社あげての企業努力を致す所存ではありますが、安全性の向上やサービス改善を図りつつ、持続可能な公共交通機関として運営していくため、今回の申請に及んだ次第であります。